

別記第 8 号様式(第 12 条関係)

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 新発田市中曽根 6 3 5 番地 1

防火対象物の名称 有限会社 タイヤリサイクルセンター

命令を受けた者の氏名 有限会社 タイヤリサイクルセンター
代表取締役 渡邊 繁晴

上記防火対象物は、消防法に違反しているので、令和 8 年 9 月 2 9 日消防法第 1 7 条の 4 第 1 項に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

令和 9 年 1 月 3 1 日までに、上記防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。

新発田地域広域事務組合公告第 1 号
令和 8 年 9 月 2 9 日

令和 8 年 9 月 2 9 日
新発田地域広域事務組合
新発田消防署長 瀬戸 圭一



備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。